

2010年1月19日

大阪大学学長
鷲田清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長
萬宮 健策



旧大阪外国語大学承継教員の退職金について

下記の質問事項に関して、文書回答を求めます。

昨年11月26日におこなった当組合との団体交渉の場において、私どもが質問した「旧大阪外国語大学からの承継教員の退職金は、法人移行の際に「財源」として確保されているのではないか。」という問いに、「65歳で算定した金額で支給されるとは、今現在、確定していない。」と大学当局は回答した。

しかし、国立大学法人に支給される退職金の財源の積算方法は法人化時に確定している。平成16年4月21日付け「国立大学法人に措置する退職金相当額の運営費交付金の積算方法等について」（文部科学省大臣官房人事課長通知、以下「積算方法通知」）によると、「国立大学法人の退職金は義務的に必要な経費であり、かつ、毎年度の所要額の変動が大きいことから、特殊要因経費として措置され、清算義務が課されることとなりました。ついては、法人化後の退職金の概算要求、清算等の方法を下記によることとしましたので、今後はこれによりお取扱い願います。」となっている。

質問事項

1. 「積算方法通知」により、旧大阪外国語大学の平成16年3月1日の現員が確定され、この旧大阪外国語大学の対象者数を、大阪大学との統合時に、「退職金に係る運営費交付金の対象者台帳」として引き継いだと、当方は認識している。このことから「積算方法通知」に基づき、65歳定年であった旧大阪外国語大学の承継教員は、65歳時での退職金の支給要求、清算ができると組合では認識し、団体交渉で同趣旨の質問をおこなった。このことに関して、再度、貴職の見解をもとめる。
2. 「教員の定年延長の実施に係る対応方針」にある「退職手当額は63歳年度末で定年退職したと仮定して算定した金額とする」が、旧大阪外国語大学からの承継教員に適応されると、労働条件の不利益変更が生じる。このことに関して、再度、貴職の見解をもとめる。